

令和8年第1回大衡村議会定例会会議録 第4号

令和8年3月13日（金曜日） 午前11時10分開会

出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	鹿野 浩
教 育 長	丸田 浩之	代 表 監 査 委 員	和泉 文雄
総 務 課 長	後藤 広之	企 画 財 政 課 長	渡邊 愛
住 民 生 活 課 長	森田祐美子	税 務 課 長	早坂紀美江
健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司	産 業 振 興 課 長	三塚 利博
都 市 建 設 課 長	浅野 宏明	学 校 教 育 課 長	佐野 克彦
社 会 教 育 課 長	堀籠緋沙子	指 導 主 事	福田 美穂
会 計 管 理 者	堀籠 淳	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

事務局出席職員氏名

事務局長 亀谷 明美 次長 小原 昭子 主任 佐々木 涼太郎

議事日程（第4号）

令和8年3月13日（金曜日）午前11時10分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第15号 令和8年度大衡村一般会計予算を定めることについて
- 第 3 議案第16号 令和8年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めるこ

とについて

- 第 4 議案第 17 号 令和 8 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めること
について
- 第 5 議案第 18 号 令和 8 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めること
について
- 第 6 議案第 19 号 令和 8 年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて
- 第 7 議案第 20 号 令和 8 年度大衡村下水道事業会計予算を定めることについて
- 第 8 発議第 1 号 大衡村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 9 発議第 2 号 大衡村議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第 10 発議第 3 号 大衡村議会傍聴規則の一部を改正する規則について
- 第 11 委員会の閉会中の継続調査の件について
- 第 12 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）に同じ

午前 11 時 10 分 開 会

議長(高橋浩之君) 皆さん予算審査特別委員会大変ご苦労様でございました。ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しますので、これより令和 8 年第 1 回大衡村議会定例会第 11 日目の会議を開きます。本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長(高橋浩之君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により 4 番小川克也君、5 番佐野英俊君を指名いたします。

- 第 2 議案第 15 号 令和 8 年度大衡村一般会計予算を定めることについて
- 第 3 議案第 16 号 令和 8 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第 4 議案第 17 号 令和 8 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めること

とについて

第 5 議案第18号 令和8年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めること
について

第 6 議案第19号 令和8年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて

第 7 議案第20号 令和8年度大衡村下水道事業会計予算を定めることについて

議長(高橋浩之君) お諮りします。日程第2、議案第15号令和8年度大衡村一般会計予算を定めることについて、日程第3、議案第16号令和8年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第4、議案第17号令和8年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第5、議案第18号令和8年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて、日程第6、議案第19号令和8年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて、日程第7、議案第20号令和8年度大衡村下水道事業会計予算を定めることについて、以上6件は会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長(高橋浩之君) 異議なしと認めます。したがって、日程第2、議案第15号から日程第7、議案第20号までの6件は一括議題といたします。

ここで予算審査特別委員長に審査結果の報告を求めます。予算審査特別委員長赤間しづ江さん報告願います。

予算審査特別委員長(赤間しづ江君) 予算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

議案第15号、令和8年度大衡村一般会計予算を定めることについてから議案第20号、令和8年度大衡村下水道事業会計予算を定めることについてまで6件の議案審査については、3月5日に予算審査特別委員会が設置され、その審査が付託されました。予算審査特別委員会は3月9日、10日、11日に関係課ごとに予算の審査が行われ、本日は総括質疑と採決を行いました。各委員並びに執行部のご協力によりまして予定どおり期限の本日まで各種会計予算審査が終了したところであります。ご協力に感謝申し上げます。

審査の結果は、令和8年度大衡村一般会計予算をはじめ6件の予算については、報告書のとおり全て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、予算審査特別委員会の審査結果の報告といたします。

議長(高橋浩之君) これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。

日程第2、議案第15号、令和8年度大衡村一般会計予算を定めることについて討論を

行います。まず、本案に反対者の発言を許します。反対討論なしと認めます。次に本案に賛成者の発言を許します。賛成討論なしと認めます。他に討論ありませんか。討論なしと認めます。

これで討論を終結し、これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第16号令和8年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、採決いたします。

なお、以下の議案は簡易採決により行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第17号令和8年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第18号令和8年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて、討論を省略し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第19号令和8年度大衡村水道事業会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第20号令和8年度大衡村下水道事業会計予算を定めることについてを議題とし討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8 発議第 1 号大衡村議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第8、発議第1号、大衡村議会委員会条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 提出者から提案理由の説明を求めます。細川運一議員。

8番（細川 運一君）

発議第1号

令和8年3月13日

大衡村議会議長 高 橋 浩 之 殿

提出者 大衡村議会議員 細 川 運 一

賛成者 同 上 文 屋 裕 男

賛成者 同 上 小 川 克 也

大衡村議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

改正内容といたしましては、令和8年4月1日からの役場組織の一部変更により議会の常任委員会についての所管となる課の変更、その他所要の文言の整理を行うものでございます。

改正案につきましては発議第1号別紙をご覧ください。

施行日は令和8年4月1日です。

以上で説明を終わります。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 発議第2号、大衡村議会会議規則の一部を改正する規則について

議長（高橋浩之君） 日程第9、発議第2号、大衡村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 提出者から提案理由の説明を求めます。細川運一議員。

8番（細川 運一君）

発議第2号

令和8年3月13日

大衡村議会議長 高 橋 浩 之 殿

提出者 大衡村議会議員 細 川 運 一

賛成者 同 上 文 屋 裕 男

賛成者 同 上 小 川 克 也

大衡村議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出

をいたします。

改正内容といたしましては、会議時間の明確化やこれまで使用されていた持ち物などの表現を時代に合わせた表現に改めるものでございます。

改正案につきましては発議第2号別紙をご覧ください。

施行日は令和8年4月1日です。

以上で説明を終わります。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 発議第3号、大衡村議会傍聴規則の一部を改正する規則について

議長（高橋浩之君） 日程第10、発議第3号、大衡村議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 提出者から提案理由の説明を求めます。細川運一議員。

8番（細川 運一君）

発議第3号

令和8年3月13日

大衡村議会議長 高橋 浩之 殿

提出者 大衡村議会議員 細川 運一

賛成者 同 上文屋 裕男

賛成者 同 上小川 克也

大衡村議会傍聴規則の一部を改正する規則について

上記の案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

改正内容といたしましては、傍聴に際して守るべき事項、行動や身なりについて議場でふさわ

しくないと思われる行為などを整理するものでございます。

改正案につきましては、発議第3号別紙をご覧ください。

施行日は令和8年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 委員会の閉会中の継続調査

議長（高橋浩之君） 日程第11、委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。各委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定により配付しました申し出のとおり、閉会中の継続調査の申し入れがありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 意義なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第12 議員派遣の件

議長（高橋浩之君） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により別紙議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

ここで村長より専決処分の中で報告があります。村長。

村長（小川ひろみ君） ただいまは全議案をご可決賜り、誠にありがとうございました。

ここで専決処分について申し上げたいと存じます。特別交付税が年度末に確定されることなどにより令和7年度一般会計など各種会計予算について専決処分を予定しております。

また、地方税法等の一部を改正する法律の制定が年度末に予定されていることから大衡村税条例の一部改正、大衡村国民健康保険税条例の一部改正につきましてそれぞれ専決処分を予定しておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

議長（高橋浩之君） 以上で本日の議事日程は全て終了をいたしました。

これを持ちまして、令和8年第1回大衡村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午前11時30分 散 会